

大船渡市森林整備推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大船渡市森林整備推進事業費補助金交付要綱（令和3年11月8日農林水産部長決裁）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1～第3　〔略〕 第4　補助の対象となる事業内容は、次に掲げるものとする。 （1）人工造林　優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに低質林等における前生樹の伐倒及び除去 （2）下刈り　1 齢級の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥 （3）除伐　下刈りが終了した5 齢級以下の林分において行う不用木の除去及び不良木の淘汰 （4）保育間伐　適正な密度管理を目的として7 齢級以下又は不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木の除去及び不良木の淘汰 （5）間伐 ア　12 齢級以下（ただし、地域の標準的な森林施業における本数密度を概ね5 割上回る森林又は立木の収量比数が概ね100分の95以上の森林についてはこの限りでない。）の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積 イ　森林経営計画に基づき行われるもので、大船渡市森林整備計画に定められた標準伐期齢に2 を乗じた林齢以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積	第1～第3　〔略〕 第4　補助の対象となる事業内容は、次に掲げるものとする。 （1）人工造林　優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに低質林等における前生樹の伐倒及び除去 （2）下刈り　1 齢級の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥 （3）除伐　下刈りが終了した5 齢級以下の林分において行う不用木の除去及び不良木の淘汰 （4）保育間伐　適正な密度管理を目的として7 齢級以下又は不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木の除去及び不良木の淘汰 （5）間伐 ア　12 齢級以下（ただし、地域の標準的な森林施業における本数密度を概ね5 割上回る森林又は立木の収量比数が概ね100分の95以上の森林についてはこの限りでない。）の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積 イ　森林経営計画に基づき行われるもので、大船渡市森林整備計画に定められた標準伐期齢に2 を乗じた林齢以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積

(6) 鳥獣被害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等整備

第5～第10 [略]

(6) 鳥獣被害防止施設等整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等整備

(7) 被害森林整備 令和7年2月19日及び26日に発生した林野火災により、被災した森林の復旧を目的とした次に掲げる跡地造林に伴う業務

ア 特殊地拵 著しく公益的機能の高度発揮が困難な人工林の伐倒及び除去、地拵

イ 人工造林 特殊地拵後、新たな森の活性化と再生を図る目的として行う苗木の植栽

ウ 鳥獣被害防止施設等整備 人工造林で復旧された幼齢木の保護の健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための施設等整備

エ 下刈 人工造林で復旧された1齢級の森林において行う雑草及び雑木の除去

第5～第10 [略]

別表第 1（第 5 関係）

事業内容	補助金額	控除額
人工造林	第 1、第 2 で定めた事業の経費から国県の補助金等を控除した額の 1 / 2 とする。	国、県の補助金並びに その他補助金及び助成金の交付を受けた場合は、その額を控除した額とする。
下刈		
除伐		
保育間伐		
間伐		
鳥獣被害防止施設等整備		

別表第 2（第 9 関係） [略]

様式第 1 号～様式第 5 号 [略]

別表第 1（第 5 関係）

事業内容		補助金額	控除額
人工造林	下刈	第 1、第 2、第 4（1）から（6）で定めた事業の経費から国県の補助金等を控除した額の 1 / 2 とする。	国、県の補助金並びに その他補助金及び助成金の交付を受けた場合は、その額を控除した額とする。
除伐			
保育間伐			
間伐			
鳥獣被害防止施設等整備			
被害 森林整備	特殊地拵		
	人工造林		
	鳥獣被害防止施設等整備		
	下刈		

別表第 2（第 9 関係） [略]

様式第 1 号～様式第 5 号 [略]

備考 改正部分は、下線（赤文字）の部分である。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 8 日から改正する。